

平成26年第12回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年12月17日（水曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第 88号 美郷町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 89号 美郷町行政手続条例の一部改正について
- 第 3 議案第 90号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 91号 美郷町学友館条例の一部改正について
- 第 5 議案第 92号 美郷町坂本東嶽邸観覧料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第 93号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 7 議案第 94号 美郷町墓地条例の一部改正について
- 第 8 議案第 95号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正について
- 第 9 議案第 96号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について

追加議案審議

- 追加第 1 議案第97号の訂正について

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第10 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 第12 議案第 99号 指定管理者の指定について
- 第13 議案第100号 指定管理者の指定について
- 第14 議案第101号 指定管理者の指定について
- 第15 議案第102号 指定管理者の指定について
- 第16 議案第103号 指定管理者の指定について
- 第17 議案第104号 指定管理者の指定について
- 第18 議案第105号 平成26年度美郷町一般会計補正予算第10号
- 第19 議案第106号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 第20 議案第107号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号
- 第21 議案第108号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号

第22 議案第109号 平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号

第23 議案第110号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号

陳情等審議（委員長報告 質疑～討論～表決）

第24 陳情第 8号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

第25 陳情第 19号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行
わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情

第26 陳情第 12号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

第27 陳情第 13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書

第28 陳情第 14号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書

第29 陳情第 16号 介護従事者の処遇改善を求める陳情

第30 陳情第 18号 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意
見書の提出について

第31 陳情第 20号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める陳情

第32 陳情第 15号 労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情

第33 陳情第 17号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書採
択に関する陳情について

追加議案審議

追加第 2 発議第 6号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する
意見書の提出について

追加第 3 発議第 7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に
ついて

追加第 4 発議第 8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の
提出について

追加第 5 発議第 9号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について

追加第 6 発議第10号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について

追加第 7 発議第11号 年金削減の取り止めと最低保障年金制度実現を求める意見書の提出につ
いて

追加第 8 発議第12号 労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める意見書の提出につ
いて

追加第 9 発議第13号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

の提出について

追加第10 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	村山太郎君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	池田茂碁君	農業委員会 委員長	高橋正尚君
農業委員会 農事局長	佐藤久雄君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	照井智則	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主査	小西輝昭		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第88号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第88号 美郷町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、村田 薫君。

○5番（村田 薫君） 二、三質問させていただきます。

1つ目として、第4条の指定管理者のことですけれども、まだ未定ではありますが、今後議案の第104号で併設されている屋内スポーツ館のほうはみさぼーと案が出されておりますが、管理体制としては両方見られるほうが望ましいと思ひまして、現時点で、ちょっとお伺いしたいと思ひます。

2つ目として、第5条・第6条に指定管理者の業務または管理について書かれておりますが、資料館という建前上、観覧者から展示資料への質問などにもきちっと答えられる者の配置を望みますが、まずそこら辺のところもお伺いいたします。

あと、第13条の観覧料の設定についてですが、これについても十分に検討されたと思ひますが、今ある郷土資料館の年間の入場者数というのは200人以下というもうかなり少ない人数でありましたので、新設の資料館についてはたくさんの方々が興味を持ち、また入館しやすい料金配慮が必要と思ひますが、年間どれぐらいの人数を見込んで、またその料金設定はどういうお考えのもとに設定されましたかということであります。

あと、最後になりますけれども、第19条の第2項、郷土資料館のほうの条例が廃止されますが、この郷土資料館の今後の取り扱いについて、町ではいろんな建物の云々という形で一度案は出されておりますが、現時点でいつごろ壊すとか、このままどうなるかという形のところを答えられる範囲内でお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 猛君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） 私のほうからお答えいたします。

まず最初に、指定管理者の選定に係る部分の質問がありましたけれども、みさぽーとというところは除外をしまして考えていかなければならないとは思いますが、議員ご指摘のとおり、管理体制として効率的な管理というのは当然検討される事案であるというふうに思っております。現段階で詳細についてお答えできる状況ではないかなというふうに思っているところです。

それから、第5条・第6条の指定管理者の業務の範囲についてですが、これまでも郷土資料館におきましては、団体のお客様が見える、あるいは学校の見学があるといったときは生涯学習課の職員、あるいは地元のボランティアの方々、文化財の造詣の深い方々をお願いをしまして、ご案内をさせていただいております。

また、やっぱり臨時の職員ではありますけれども、地元の職員というか人を採用しておりますので、その方の中では案内ができるという方も多数いらっしゃいました。今回の指定管理者の部分ですけれども、指定管理者にそこまで全てをお願いをするということは、これからの協議になるかと思えます。ただ、これまでどおり、一つは生涯学習課の職員が対応する部分、それから地元のボランティアの方々、あるいは文化財保護協会の方々を活用するといったものは、私たちの施設であるという認識を持って町民がその施設を利用できるように、あるいは皆さんが理解していただけるように取り組んでいくという方向は必要だと思いますので、継続をしてみたいというふうに思っております。

次に、観覧料の設定の関係でございますけれども、一つは、やはり入館しやすい料金設定が必要であろうというふうに思っております。入館者、年間どのくらい見込んでいるのかというお話ですけれども、現段階で、これは未来づくりの事業とリンクしてございまして、県との協議の中で、目標値は年間4,000人を目標としております。ただ、議員ご指摘のとおり、今現在の郷土資料館の入館者数が200人に満たないというような状況ですので、新たな展示内容で皆さんから興味を持っていただくといったところが重要になってくると、PRが重要になってくると思っております。そういった今回佐々木 毅先生のいろいろな品物も展示するというようなことと、郷土の先覚者をしっかりと展示をして皆さんに理解していただくというようなもの、従前の展示以外のものも含めておりますので、その数字に近づけるように、達成できるように取り組んでいこうと思っております。

入館料の関係ですけれども、現在は今回ご提案させていただいている入館料は、郷土資料館の入館料をベースにしております。先ほどお話ししたとおり、展示内容はふえておりますので、料

金的には施設のグレードが上がるということで、上げることも一つは検討すべき事項だったと思いますが、やはり地元の方々からたくさん見ていただきたい、あるいは多くの方々から来館していただきたいということで、料金は据え置き、なおかつやはり子供たちにはしっかりと見ていただきたいということで、これまで中学生まで無料であったものを高校生まで無料ということで拡大しております。

また、提案のときにもご説明差し上げましたけれども、団体の取り扱いについては、20人以上というところを15人というところで、そのところでもある程度料金については配慮させていただいたという考えでおります。

続きまして、最後のほうですが、用途廃止された郷土資料館ですけれども、公共施設再編計画においては時期を見て適切な段階で解体をすることとされておりますので、現段階ではそういうふうな認識でおります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）村田 薫君。

○5番（村田 薫君） 観覧料につきましては、内容をグレードアップとかいろんな形で年間4,000人というかなりたくさんの方を見込んで考えてもらっておりますが、今後、年間入館者の数が余り伸びない状況が続くようであれば、将来的には無料化で集客を考えるようなことはございませんでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） 入館料、観覧料につきましては、施設を継続的に維持するという施設管理費の貴重な原資でありますので、その部分に関しては慎重に検討する必要があるかと思っております。こういった入館者数が得られるのか現段階でわかりませんが、たくさんの方から入館していただく方向を取り組みながら、今議員ご指摘の部分についてはその状況・効果を判定しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第88号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第88号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第88号 美郷町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第89号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第2、議案第89号 美郷町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第89号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第89号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号 美郷町行政手続条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第90号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第3、議案第90号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、深澤 均君。

○7番(深澤 均君) 議案第90号は、秋田県の人事委員会の勧告によるものでありますけれども、第5条の2の職員の職務、強度、勤務時間云々ところ書いてありますけれども、美郷町の職員の中で具体的にはどのような職務がこれに該当するものなのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長(高橋 猛君) 総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） お答えいたします。

説明のほうでも若干述べさせていただきましたけれども、班長という職務がございます。その班長の職務は現在4級で上席主査と同じ職務ですけれども、班の取りまとめや班職の責任者でございます。著しく職務が重いという判断で、こういう者に対しまして、同じ待遇となっていたため、これらを職責に合った給与体制にしたいということでございます。

また、単純労務職の作業長につきましても、現在上席主任技師と同じ待遇でございます。これにつきましても職責から同じ給与体制なので、これにつきまして給与体制を変更するため給与の調整額を定めたいということでございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第90号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第90号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第91号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第91号 美郷町学友館条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第91号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第91号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第91号 美郷町学友館条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第92号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第5、議案第92号 美郷町坂本東嶽邸観覧料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第92号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第92号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第92号 美郷町坂本東嶽邸観覧料徴収条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第93号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第6、議案第93号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第93号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第93号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第93号 美郷町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第94号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第7、議案第94号 美郷町墓地条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第94号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第94号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第94号 美郷町墓地条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第95号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第8、議案第95号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、村田 薫君。

○5番(村田 薫君) 簡易水道の給水についてお伺いいたします。

1つ目として、値上げ説明会への参加者はどれくらいおられたかということです。また、説明会とかそういういろんな会報でお知らせした後に住民から何件ぐらいの苦情とございますか問い合わせ

わせがありましたかということが1つ目です。

2つ目としては、料金統一には激変緩和措置というのをとっておりますが、近隣の市では措置期間を9年間とか6年として、住民へのより負担の軽減を図っておられますが、当町においてはなぜ5年間という形で、もうちょっと長くできなかったのかというところでは

あと、3つ目は、特に六郷西部、仙南中央、仙南東部、仙南の南部地域の方々が今回対象になっておりますけれども、この地域におられる方での低所得者とか生保受給者などの生活弱者といえますかこういう方々が支払いを滞るようなケースが多くなったときには、何か支援策等考えておられますかということ、この3点についてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 質問にお答えいたします。

値上げの説明会ではなくて水道料金統一に向けた説明会の参加者数ですが、ことし8月に町内12会場で開催しまして、43人の参加がございました。その後、広報等で内容説明しましてご意見を募集しておりますが、料金統一に関する意見は特にございませんでした。

それから、激変緩和についてのご質問ですが、緩和期間を設定しない場合、あるいは短い設定の場合には、料金の上がる地域からは急激な負担増に対する不安や不満が生ずることが懸念されます。逆に緩和期間を長期にすれば、これまで高く納入していただいている地域からは低い地域との格差解消のおくれに不公平感、あるいは不満が生じる懸念もございます。

それから、国の指導におきまして、水道経営の健全化、いわゆる基準外繰出金の抑制の指導を受けていることではありますが、その抑制におくれが生ずることが明らかでございまして、これらを勘案して5年と想定したものでございます。

それから、低所得者の関係、支援策ということでございますが、今回の改正におきましては、水道需要の少ない世帯を勘案しまして、基本水量を10立方メートルから5立方メートルと下げっております。さらに、その料金設定も下げることを今回の条例では考慮してございます。

それから、町の条例ですが、料金を軽減、あるいは減免できるものは、災害その他の理由、それから不可抗力による漏水、それから公益上特別な理由がある場合となつてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

支払いの滞納につきましては、滞納の原因を探りながら、ご本人の納付意志を見きわめ、相談に応じ、場合によっては分納等を進めていきたいと考えてございます。以上であります。

○議長（高橋 猛君） ほかに。13番、飛澤龍右エ門君。

○13番（飛澤龍右エ門君） この統一化に向けては、利用者がある程度理解を得たと思っております。

れども、その説明会の中で、実はほかの要望があったように思われます。意見交換会においてもその件について話をされましたけれども、その後検討会を開くという話し合いでしたけれども、その検討会は開いておりましたでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（小林宏和君） その説明会での要望というのは消火栓の件かと存じますが、これらに関しましては水道事業とはまた別の考え方が必要と、そういうことで消防担当のほうと事前協議はしてございますが、今後精査しながら検討してまいりたいということでございます。

○議長（高橋 猛君） 飛澤龍右エ門君。

○13番（飛澤龍右エ門君） 今、今後検討していくというような状況でございますけれども、そういう答弁では先が見えない状態でございますので、もしできたら早目をお願いしたいと思えますけれども。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 消火栓を整備するとなれば、水道口径を変更すること、あるいは防火水槽の関係とか、そこら辺のいろいろ調整が必要と存じます。少し時間をいただきながら、早目に方向性を示したいと思えます。

○議長（高橋 猛君） ほかに。10番、細井邦男君。

○10番（細井邦男君） 料金の統一といいながら、多くの利用者世帯に値上げをお願いするものでありまして、周知を徹底することが必要と考えます。広報のみならず、例えば検針員にチラシを配ってもらうなど、そういう利用者世帯並びに町民に対して、周知をどのようにお考えか質問します。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 今回、世帯数でいきますと約3,600世帯がありますが、そのうちの半分ぐらいが値段、料金が上がるだろうと推定してございます。そういった世帯につきましては、今後激変緩和の値段の違いもございまして、そこら辺を詳細に啓蒙してまいりたいと思えます。来年になりますが、1月の広報なり、あるいは個人のほうへダイレクトメールなりをちょっと検討していきたいと考えてございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第95号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第95号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第96号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第9、議案第96号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第96号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第96号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正については原案のとおり決しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時24分)

(午前10時25分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

12月8日、町長より提出された議案第97号について、訂正したいとの申し出がありました。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり、これを日程に追加したいと思います。ご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時25分)

(午前10時26分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第97号の訂正について

○議長(高橋 猛君) 追加日程第1、議案第97号の訂正についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) まことに申しわけございません。

議案第97号の訂正についてご説明させていただきます。

去る12月8日に提出いたしました議案第97号 指定管理者の指定につきまして、議案を訂正したいので、美郷町議会会議規則第20条第1項の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

議案の訂正内容ですが、裏面、別紙、議案第97号の正誤表をごらんください。

2の指定管理者となる法人または団体の所在地を、美郷町六郷字上町21番地に訂正するものでございます。まことに申しわけありませんでした。

議案の訂正につきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高橋 猛君) 内容の説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第97号の訂正について、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号の訂正については、承認することに決定しました。

◎議案第97号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第97号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第97号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第97号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第98号から議案第104号までの質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第98号から日程第17、議案第104号までの7件を一括して議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑は、議案番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。15番、熊谷良夫君。

○15番（熊谷良夫君） 継続も新規も一括質疑ということでしたので、あえて新規事業についてご質問したいと思います。議案第103号ですけれども、この施設は町民誰もが期待している建物でありまして、これを核にして波及効果を非常に期待しているものと思います。議会でも同様の施設を研修してきております。この議会で研修した施設では、経営者がみずから東京などに赴き、顧客の確保・獲得に奔走しておりました。説明では美郷温泉に食事の提供、宿泊のノウハウがあるとのことでしたが、この後の補正予算案にもあるように、安易に行政に頼る姿勢、これは経営の基本に欠けるのではないかと私個人的に思っております。そこで質問ですが、指定管理者の応募方法とどのような経緯で美郷温泉に決まったのか、改めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） お答えいたします。

指定管理者の応募に関する部分ですけれども、町内事業者の中で美郷温泉振興株式会社が一番適切であろうということで、美郷温泉振興株式会社に打診をしまして、美郷温泉振興株式会社1

社が応募をしたという形になってございます。その経緯ですけれども、一つには、今議員がご指摘になっている経営の安定部分はどうなのかと、それから経営の考え方はどうなのかということでしたけれども、美郷温泉振興株式会社の経営理念、そういったものが地域の資源を有効に活用しながらこの地域の活性化を図っていくという理念で経営に当たっているということは十分に把握をしております。確かに経営状況については非常に厳しいものがありますが、その大きな要因となっているのがいわゆる需用費、油代の高騰等によるものというふうに認識しております。経験も非常に豊富ですし、危機対応についても万全の体制をとっているということで、まずはそういった泊まっていたいただいた方々が安全に、かつその旅行の目的、あるいは宿泊の目的が達成できる配慮がなされるというふうに判断をして選定に至ったものと認識しております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 熊谷良夫君。

○15番（熊谷良夫君） 公募にしなかった理由というのは、どのような理由。

○議長（高橋 猛君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） 公募にしなかった理由についてですけれども、適格であるという前提で物事を進めておりまして、その部分に関しては公募によらずに選定をできる方法で間違いないというふうに思っております。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べてからお願いします。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第98号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第98号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第99号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第99号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第100号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第100号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第101号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第101号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第102号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第102号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第103号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第103号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第104号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第104号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第105号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第18、議案第105号 平成26年度美郷町一般会計補正予算第10号を議題

といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。17番、深沢義一君。ページ数をお願いいたします。

○17番（深沢義一君） 62ページ、歳入、14款2項7目3節小学校費補助金、ウインタースポーツパワーアップ事業補助金についてであります。

このことにつきましては、76ページの歳出でも同様に記入されているわけですが、千畑小学校への補助金との説明でありましたけれども、この補助金は申請しての補助金であろうかと思えますけれども、ほかの2つの小学校への補助金については、申請をしなかったということなのか、あるいはこの事業自体が美郷町に1つというような枠組みがあるとかそういうふうな規制があったものなのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（高橋 猛君） 教育次長兼教育推進課長。

○教育次長兼教育推進課長（高橋正規君） ただいまの質問にお答えいたします。

この事業は、県保健体育課の事業でございます。小学校を対象としたものでございまして、教育推進課で文書を受け付けました後、各小学校に周知をしております。申請をするしないにつきましては、各学校の校長に判断を委ねたところでございます。各学校におきましては、この要綱、それから教育課程等を鑑みながら、それぞれの学校の実情に合わせて判断を行いまして、申請を今年度行いましたのが千畑小学校のみということでございました。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。15番、熊谷良夫君。

○15番（熊谷良夫君） 73ページ、商工費の観光費、その前に温泉施設費ですけれども、ケータリング用の保冷車の軽自動車ということでしたけれども、もうちょっと詳しく内容を教えてもらいたいなと思っております。これ19節ですけれども、1,140万円、これは本来は会社経営ですので、会社の経費といいますか利益といいますか、その中で補填して、とても補填し切れなければ、もう価格転嫁とか何かとかいろいろ方法ありますけれども、どうしてこう補助金の申請が出されたのか、そしてこの補助金申請の根拠といいますか、何か経営計画の見直しとか何かとかそういうものが出ているのかどうかということと、この補助金、1,140万円の内訳を教えてくださいなと思っております。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋一久君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最初に、4目の備品購入費でございますが、ダイハツのハイゼットカーゴという形で保冷車を導入したいと考えております。これについては、前に説明させていただいておりますが、宿泊交

流館並びにケータリング事業を強化して経営基盤を安定化させたいという形になっております。前の予算の中でも、配膳室のほうを整備しておりまして、そこを強化するということで、外へ持ち出すための衛生管理のための保冷付き軽自動車を導入したいという考えでございます。

もう一つのご質問の美郷温泉振興株式会社に対する運営費補助金の追加助成でございますが、光熱水費等の高騰によりということでご説明をしたところでございますが、実際のところ、我々が年度当初の試算をして現状の価格料金で会社運営をする場合に町が負担しようとしている地域資源を活用して住民福利厚生及び健康増進のための維持管理分を補填しているわけなんです、その部分の試算に少し我々の甘い計算がありまして、ほとんどのところが光熱水費等の高騰並びに試算の誤りがあったということで1,140万円という数字が出ているところでございます。私の説明は以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。7番、深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 71ページ、めだか児童クラブ等の改修費でありますけれども、これは就学した子供たちの保育にかかわる改修ということでありまして。また一方、平成27年度から子ども新システムということで、就学前の保育にかかわるところの利用者のところを非常に緩和されているように聞いておりますけれども、この学童保育の利用者のほうでもそういう利用者の緩和などが検討されているのか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 教育総務課長。

○教育総務課長（高橋 潔君） ただいまの質問にお答えいたします。

学童保育の利用者の緩和ということでございますが、第1点目は、やはり従来1年生から3年生までの学童保育が対象でございましたが、27年の4月からは6年生まで拡大をするということでございます。これによりまして、美郷町の学童保育3カ所ございますが、3カ所とも定員を増員するというところでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。7番、深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 以前までは、農業なんかは特にそうですけれども、うちに祖父母が在宅しているというような場合はいろいろなそういう要件で学童保育を厳しく見られるといたしますかそういう環境にありましたけれども、そこら辺のところは改善は考えておりませんか。

○議長（高橋 猛君） 教育総務課長。

○教育総務課長（高橋 潔君） ただいまの質問にお答えいたします。

募集の段階で保護者の状況等を調査いたしますが、定員という枠内で美郷町で学童保育を実施してまいるということがございます。それで、定員を超える場合には、やはりその状況審査等が

必要になりますので、その場合にその保護者の方と協議しながら決めていくという形になろうか
とっております。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第105号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第105号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号 平成26年度美郷町一般会計補
正予算第10号は原案のとおり決しました。

◎議案第106号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第106号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算
第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第106号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第106号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号 平成26年度美郷町国民健康保
険特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第107号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第20、議案第107号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第107号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第107号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号は原案のとおり決しました。

◎議案第108号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第21、議案第108号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第108号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第108号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第109号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第22、議案第109号 平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第109号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第109号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号 平成26年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第110号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第23、議案第110号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第110号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第110号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎陳情第8号、第19号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第24、陳情第8号、日程第25、陳情第19号を一括して議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長、中村美智男君、登壇願います。

（総務常任委員長 中村美智男君 登壇）

○総務常任委員長（中村美智男君） 初めに、平成26年9月9日開催の第9回定例会本会議において当委員会に審査を付託され継続審査としておりました陳情第8号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情についての審査経過と結果をご報告申し上げます。

12月11日、全委員出席のもと、総務常任委員会を開催して慎重に審査いたしました。委員会では、医師の判断も踏まえ、難しい内容だが、地域の声として採択すべきであるとの意見や、軽度のむち打ち症は判断が難しいが、現実に関わった人たちがいるので採択すべき、また趣旨採択も考えられるが、採択すべきであるなどの意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

次に、12月8日、第12回定例会本会議において当委員会に審査を付託されました陳情第19号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情についての審査経過と結果をご報告申し上げます。

12月11日、全委員出席のもと、総務常任委員会を開催して慎重に審査をいたしました。委員会では、誰が日本の国を守るのか、今の政府が進めているのだから不採択とすべきであるとの意見や、自国は自分で守るべきであり、同盟国とお互い協力して守るべきであるという意見、自国を自分たちで守るため法整備は必要であるなどの意見もありました。また、集団的自衛権は必要であるとの意見もありました。

採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） これより質疑を行います。質疑は、陳情番号を述べてからお願いします。

ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論は陳情番号を述べてからお願いします。討論ありませんか。何

号、「第19号」の声あり)、第19号。賛成の、陳情に対して。はい。

それでは、陳情に対して賛成の討論を認めます。まず、賛成の発言を許します。9番、泉 美和子君、登壇願います。

(9番 泉 美和子君 登壇)

○9番(泉 美和子君) 陳情第19号に賛成の立場から討論します。

集団的自衛権は、日本が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって他国への武力攻撃を阻止しようとするものです。その行使を容認することは、他国領土や海外での武力行使の道を開くものであり、憲法前文及び第9条の恒久平和主義と相入れないものです。歴代の内閣も集団的自衛権の行使は憲法第9条の許容するところではないということを繰り返し確認してきました。このような憲法の基本原理にかかわる重大な変更を、国民の中で十分に議論することなく、憲法改正手続を経ることなく、憲法に拘束されるはずの内閣が閣議決定で行うということは、立憲主義を真っ向から否定するものです。閣議決定では、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるなどの文言で集団的自衛権の行使を限定するものとされていますが、しかし、これ自体、極めて幅の広い不確定概念であり、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が大きいものです。これまで自衛権の行使の要件の核心とされてきたのは、我が国に対する急迫不正の侵害があることというものでありましたが、閣議決定の内容はこの限定を解き、我が国に対する急迫不正の侵害がない場合にも政府による武力行使の道を開くものであり、これまでの日本国憲法のもとで、戦争をしない、平和国家である日本という国のあり方を根本から変えることになるものです。

以上のことから、この陳情はぜひ採択をして意見書を提出すべきと考えますので、委員長報告には反対いたします。

○議長(高橋 猛君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) これで討論を終わります。

ただいま議題となっております案件中、陳情第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第8号について、委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、陳情第8号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、総務常任委員長報告のとおり採択とするこ

とに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第19号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択でありますので、改めて申し上げますが、初めに陳情に対する採決を行います。その結果に基づいて委員長報告に対する採決を行います。

それでは、陳情第19号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 2名)

○議長(高橋 猛君) 起立少数です。

次に、陳情第19号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者 15名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数です。よって、陳情第19号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情については、総務常任委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時57分)

(午前10時57分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

10分間休憩します。

(午前10時57分)

(午前11時07分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎陳情第12号から第20号までの委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第26、陳情第12号から日程第31、陳情第20号までの6件を一括して議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、深澤 均君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 深澤 均君 登壇)

○教育民生常任委員長(深澤 均君) 本定例会12月8日の本会議において当委員会に審査を付託されました陳情について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

12月15日に全委員出席のもと、教育民生常任委員会を開催して慎重に審査いたしました。

初めに、陳情第12号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情の審査では、ウイルス性肝炎は予防接種や輸血など自己責任でなくかかってしまったということが問題だ、高額な医療費がかかることを考慮すると医療費の助成は必要だ、透析患者への医療費助成があるようにウイルス性肝炎患者に対しても医療費助成を拡充すべきだなどの意見が出されました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書の審査では、看護師の夜勤など労働環境の改善や医療従事者の増員は必要である、安全・安心の医療・介護の実現を求める願意は十分理解できる、病床削減を行わず医療提供体制の充実を図るべきという陳情内容は妥当であるなどの意見が出されました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第14号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書の審査では、高齢化社会を迎えて介護事業の充実を図るために介護職員の労働環境を充実させることは必要と認められるなどの意見が出されました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第16号 介護従事者の処遇改善を求める陳情ですが、陳情第14号と同一の趣旨の陳情であり、みなし採択といたしました。

次に、陳情第18号 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についての審査では、国内債券の運用から今よりも高リスクの運用に変更することは問題であり陳情内容に賛成である、年金は国民の老後の大きな収入源となっている、国債残高が莫大の中で、ある程度運用して基金が安定的に確保できる仕組みをとる必要があるので陳情には賛成できない、年金の確実な運用の方法について今後どのように運用されていくのかももう少し経過を見て審査したいなどの意見が出されました。

採決の結果、採択すべきもの1名、不採択とすべきもの2名、継続審査とすべきもの2名で、委員長の判断により不採択にすべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第20号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める陳情の審査では、

高齢者の生活を支えるため、年金削減を取りやめ、年金引き下げの仕組みを廃止し、最低年金保障制度を創設してほしいという願意は理解できるなどの意見が出されました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） これより質疑を行います。質疑は、陳情番号を述べてからお願いします。

ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論は陳情番号を述べてからお願いします。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第12号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第12号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第12号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情は、教育民生常任委員長の報告のとおり、採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第13号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第13号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書は、教育民生常任委員長の報告のとおり、採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第14号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第14号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第14号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書は、教育民生常任委員長の報告のとおり、採択することに決しました。

次に、陳情第16号について申し上げます。

さきに同じ内容の陳情が採択となっていますので、陳情第16号 介護従事者の処遇改善を求める陳情は、採択されたものとみなします。

ただいま議題となっております案件中、陳情第18号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択でありますので、改めて申し上げますが、初めに陳情に対する採決を行います。その結果に基づいて委員長報告に対する採決を行います。

それでは、陳情第18号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 2名)

○議長(高橋 猛君) 起立少数です。

次に、陳情第18号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者 15名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数です。よって、陳情第18号 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書の提出については、教育民生常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第20号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第20号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、陳情第20号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める陳情については、教育民生常任委員長の報告のとおり、採択することに決しました。

◎陳情第15号、第17号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第32、陳情第15号、日程第33、陳情第17号を一括して議題といたします。

この陳情の審査方を産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、森元淑雄君、登壇願います。

(産業建設常任委員長 森元淑雄君 登壇)

○産業建設常任委員長(森元淑雄君) 本定例会12月8日の本会議において当委員会に審査を付託されました陳情第15号 労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情について、審

査の経過と結果についてご報告申し上げます。

12月15日午前9時より、全委員出席のもと、産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査では、過労死などがないように採択すべきという意見や、高卒者の採用が伸びて就職内定率が向上しているが、40代、50代や派遣労働者が苦勞しているなどの意見が出されました。また、陳情内容からして採択すべきなどの意見もありました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

次に、陳情第17号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情についての審査経過と結果についてご報告いたします。

審査では、来年4月から秋田林業大学校が開校されるなど、いろいろな方面から施策強化を進めるべきであるという意見や、陳情内容からして採択すべきなどの意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） これより質疑を行います。質疑は、陳情番号を述べてからお願いします。ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論は陳情番号を述べてからお願いします。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第15号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第15号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第15号 労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情は、産業建設常任委員長の報告のとおり、採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第17号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第17号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第17号 林業・木材産業の成長産業化

に向けた施策の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情については、産業建設常任委員長の報告のとおり、採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 23 分)

(午前 11 時 24 分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 24 分)

(午前 11 時 25 分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第 6 号から第 13 号までの上程、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第 2、発議第 6 号から追加日程第 9、発議第 13 号までの 8 件を一括して議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、発議第 6 号について採決いたします。

お諮りします。発議第 6 号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、発議第 6 号 軽度外傷性脳損傷に関わる周

知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、発議第7号について採決いたします。

お諮りします。発議第7号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、発議第8号について採決いたします。

お諮りします。発議第8号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、発議第9号について採決いたします。

お諮りします。発議第9号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第9号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、発議第10号について採決いたします。

お諮りします。発議第10号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第10号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、発議第11号について採決いたします。

お諮りします。発議第11号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第11号 年金削減の取り止めと最低保障年金制度実現を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、発議第12号について採決いたします。

お諮りします。発議第12号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第12号 労働法制の改悪に反対し安定

した雇用の実現を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、発議第13号について採決いたします。

お諮りします。発議第13号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第13号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長(高橋 猛君) 追加日程第10、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、審査中の事件等について会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会広報常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

以上で今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 猛君) 会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第12回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時30分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成26年12月17日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 飛 澤 龍右エ門

署 名 議 員 森 元 淑 雄